平成２４年（フ）第３０６号
高知県香美市土佐山田町宮前町３番27号　中山アパート北１Ｆ
債務者　中本　　泉
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３０７号
高知市神田45番地７　あすなろコーポ３階７号
債務者　山崎　達也
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３０８号
高知市神田1155番地40
債務者　山下　英雄
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３１４号
高知県高岡郡日高村下分3092番地２
債務者　和田　一美
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３１６号
高知市十津４丁目７番18号
債務者　正岡　信昭
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３１号
大分県日田市若宮町２番８号　藤アパート10号
債務者　野村美知子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第５００号
埼玉県春日部市藤塚1897番地６
債務者　土屋身知子（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
新潟県長岡市山古志種苧原3894番地
債務者　阿部　義政
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２１７号
岡山県井原市下出部町461番地３
債務者　山成　美帆（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２４５号
岡山県倉敷市中島1173番地７
債務者　栗原　由美
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
山口県山陽小野田市須恵３丁目５番８―708号　市営住宅Ｈ―１棟78号、従前の住所東京都板橋区板橋２丁目16番２号
債務者　川野佳奈絵
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第３５７号
愛知県豊田市宮町３丁目28番地１　サンハイツＮ’Ｓ102号、前住所愛知県豊田市三軒町２丁目40番地11
債務者　舩﨑　孝弘
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月５日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第６４６号
東京都多摩市愛宕４丁目７番地の14コモド・アパルタ303
債務者　山本　博行
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４２４号
栃木県那須郡那須町大字高久甲496番地５
債務者　髙橋　弘行
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４９３号
栃木県さくら市草川56番地４　市営草川Ｅ住宅―106
債務者　勝間田　勇
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５０８号
栃木県那須塩原市埼玉６番地1061　県営稲村住宅５―13号
債務者　塚田　まり
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５１１号
栃木県宇都宮市旭２丁目８番18号、前住所神奈川県川崎市幸区柳町９番地２　フラット清風405
債務者　村松　昇一
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係